

公共施設等のあり方に関する 調査特別委員会会議録

平成23年3月7日（月）

（開 会） 10：02

（閉 会） 12：16

○委員長

ただいまから公共施設等のあり方に関する調査特別委員会を開会いたします。

「議案第32号 飯塚市児童センター及び児童館条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○児童育成課長

議案第32号飯塚市児童センター及び児童館条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。議案書綴りの42ページをお願いします。この議案は、伊岐須児童センターを平成23年3月31日をもって廃止するものでございます。伊岐須児童センターは、昭和57年4月から、放課後児童クラブを中心に青少年健全育成の地域の拠点として運用していましたが、平成16年12月に隣接する公園内で殺人事件が発生し、保護者からの強い要望により、当施設で実施してきた児童クラブ事業を伊岐須小学校で実施することになり、以降閉館状態となっております。当施設の有効利用を図るため、平成20年度から飯塚市青少年健全育成会連絡協議会事務局に貸付を行っているところです。この様な中、人権同和推進課より施設全体を有効に使いたいとの申し入れがあり、飯塚市児童センター等運営委員会や青少年健全育成会連絡協議会との協議の結果、了承を得ましたので、現在使用していない施設を有効活用するため普通財産に変更するものです。また、資料として、伊岐須児童センターと伊岐須会館の平面図を提出いたしております。二階平面図の太枠部分が伊岐須児童センター部分でございます。以上簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

○川上委員

おはようございます。この伊岐須児童センターですが昭和57年4月から平成16年12月の事件が起きるまでの間ですね、具体的にはどの施設を、どこの部屋を使ってどういう活動しておったのかお尋ねをします。

○児童育成課長

2階平面図の集会室それから図書室、事務室、休息室それから遊戯室を使って児童クラブ事業及び児童館事業を行っておりました。

○川上委員

何時から何時まで何人くらいの子供たちがどういうことをしておったのか、特にこの広い部屋の方ですね、少し具体的に聞かせてください

○児童育成課長

児童クラブ事業は平日は放課後から6時まで、それから土曜や夏休み等は8時半から6時まで、それと児童館事業の方は5時までしておりました。事件のあった12月、平成16年ですね、そのころは児童クラブ事業で30人ぐらい、それから児童センター事業で10人ぐらいの子供さんがおみえになっていたというふうに聞いております。

○川上委員

その子たちはもう卒業していったんでしょうけど、事件が起こった以降はこの事業をどこでしていたんですか。

○児童育成課長

伊岐須小学校の方で実施を、翌年の3月まで実施いたしておりました。

○川上委員

この伊岐須会館で行っていた事業を小学校に移したんですね。伊岐須小学校の方は施設の広さ狭さという点では支障がなかったんですか。現在ないのかもお尋ねします。

○児童育成課長

ちょっと訂正させていただきます。事件があったときには二瀬の児童センターの方で実施をいたしておりましたが、狭いということで一たん伊岐須の児童センターの方に戻って3月まで実施をいたしました。その後、保護者会の方とお話をしまして事件が発生した、元々伊岐須小学校内で実施していただきたいというふうな要望が出ておりましたけど、殺人事件が起こったのと併せてですね、もう小学校で実施してほしいということで4月から伊岐須小学校内で教室を2つをおかりしまして実施しております。

○川上委員

そこで支障はないのかということを知っているわけですか。狭くないか、したがって危なくないかとかね。

○児童育成課長

伊岐須児童センターと余裕教室を2つは借りることができましたので、事業について支障はなく運営ができております。

○川上委員

現在は伊岐須小学校内で児童クラブが行われていると。それに支障はないということですかね。

○児童育成課長

伊岐須小学校には通常各小学校区に児童センター館は1カ所しかありませんが、伊岐須小学校区につきましてはこんど廃止を出している伊岐須児童センターと伊岐須小学校内に二瀬児童センターがございます、本館別館とございます。それと余裕教室を2教室お借りしていますので事業主体には支障はございません。

○川上委員

ちょっと舞台を小学校の方に行くんですが、何人で、今言われる4つ部屋があるんですね、何人ずつ入って指導員には何人ついているのかお尋ねします。

○児童育成課長

二瀬が本館の方は61人と別館が59人、それから教室の方が76人で合わせまして196人、指導員は12名です。

○川上委員

今後、児童クラブを希望して受け入れる子どもたちの人数の見通しはどう見えていますか。

○児童育成課長

現在の不景気ということでですね、クラブ利用者はふえておりますが、少子化傾向もございましてある程度横ばいになってくるんじゃないかなというふうに思っております。今年の児童クラブの入所の申請が今受け付け終わっておりますけど、204人ほどが伊岐須と二瀬児童センターの方に、児童クラブの方に入所するようになっております。

○川上委員

今小学校、教室にはないでしょうけど二瀬館の方はですね、マットがあつて子どもたちがでんぐり返りとかですね、というような部屋はどこにありますか。

○児童育成課長

伊岐須児童センターのような畳の間はございませんが、遊戯室がございましてそこでマットとか敷けば同じようなことができるんじゃないかなと思っております。

○川上委員

その遊戯室は広さはどれぐらいですか。伊岐須会館のこの遊戯室と比べて。何分の1くらい

ですか。

○児童育成課長

現在資料を持ち合わせませんので、適切な御回答はできませんが約半分ぐらいじゃないかなと思っております。

○川上委員

私は基本的に児童クラブは学校敷地内で、道を渡ったりというのはもう避けるべきだと思うんですね。しかも6, 7年経ってるとはいえ、隣接の公園でそういう事件が起こったわけですからなおさらだと思うんですね。しかしながら一方ではですね、200人を超える児童クラブというのはめったにないですよ。指導員が12人と実績的にはあるということですが、ひとつずつ見ても61とか59とか70、特に76とか大きいですね。そうした点で言えばマットのことも少しお尋ねしましたが、伊岐須小学校内、敷地内のこの児童クラブの環境も改善しないとイケないと思うんですけど。今の段階で伊岐須会館の方をですね、廃止してしまうというのは時期尚早ではないかという気もするんですね。それで、廃止して何に使うのかということをお尋ねするんですけども遊戯室は何に使うのか、それからこれでいうと集会室ですね、あるいは図書室、事務室等は何に使うのかお尋ねします。

○児童育成課長

平面図の上のほうの集会室、図書室、それから事務室、休養室の68平米は現在青少年健全育成会連絡協議会に貸し付けをしておるところです。普通財産になってからも継続して事務所として使っていただきたいと思っております。また、遊戯室につきましては今後、人権同和推進課のほうあたりでも協議されていくというふうに思っていますが、今後、いま準備会ですけど二瀬まちづくり協議会や地域で有効に使っていただきたいと思っております。

○川上委員

その事務室には何人ぐらいの方が詰めて仕事をするんですか。

○児童育成課長

7名です。

○川上委員

ここは行政財産から普通財産に切りかえても、そのまま青少年健全育成会に貸し付けると。そして、遊戯室のほうは人権同和推進課が使うということですか。

○児童育成課長

今後、いま準備会の段階ですけど、二瀬地区のまちづくり協議会や地域の方に使っていただきたいと、今後のことは今から協議されていくことと思います。

○川上委員

ここは、現在は子どもたちは1年を通して全く使ってないんですか。夏休みはここで子どもたちが遊んでいるとかいうこともないんですかね。

○児童育成課長

事件発生以来、一般児童の利用者はございません。

○川上委員

そうすると、この遊戯室は現在は使うあてがないということなんですね。それを答弁してください。

○児童育成課長

現在、いま議員おっしゃいました遊戯室につきましては使用の予定はございません。

○川上委員

ちょっと質問が悪かったかもしれませんが、廃止したとしても使うあてはないということかと聞いたんです。だから、そちらで答弁するかどうかわからないんですけど、子どもはいま使っていないので、これからは使わないでしょうと、児童クラブとしてはね。しかし、人権同

和だとか言われるけれども、そこも使う予定はなんじゃないのかというふうに聞いたんです。

○人権同和推進課長

いま児童育成課長がご答弁申し上げましたように、遊戯室につきましては多目的に、子どもたちが現在使っていないということではありますが、畳の部屋ということでそういうニーズとしてそういう形のサークルとか、そういうもので使う利用者が多いか、少ないか。また、そういう畳としての必要性がなければフロアという形で。あくまでも特定の団体にこの部屋を事務所的に使うのではなく、地域の方々に広くサークル等で幅広く使っていただくための部屋として位置づけたいというふうに考えております。

○川上委員

私は今の段階で使う、普通財産に切りかえても使うあてがないというふうに思うんですね。今の答弁を聞いても。それでこの児童センターを廃止すると。この遊戯室をオープンにしたいということについては、児童クラブの関係の方々とはどういう話し合いをしていますか。

○児童育成課長

保護者の方につきましては、もうこの場所につきましては殺人事件が起きたとき、前からもですが、児童クラブ事業は学校の敷地内ではほしいという要望がっております。これは二瀬に限ったことじゃなく、潁田でもそういうことがありましたので学校内で実施したいということで、その辺については保護者の方とはお話しはいたしておりません。

○川上委員

今回の廃止については全く話をしてないということなんですね。それでは地域の方々ところを空けるのでいろいろ使ってくださいというような話はどういうふうにされたのでしょうか。

○児童育成課長

現在使っていない施設のことでございますので、地域のお方ともお話しはいたしておりません。

○川上委員

そうではなくって、答弁するのは人権同和推進じゃないかと思うんですね。まちづくりじゃない、市民活動課かもしれないけれども。児童育成課はもうこれを廃止するのに保護者とは話しを全然していないというふうに言われたんですよね。これを使ってもらおうと思っている、地域で使ってもらおうと思っているわけでしょ。そしたら地域の方々にはどういう意見を聞いたんかと。これを使いますかと、そういうことを聞いたんです。

○人権同和推進課長

具体的には現段階で事務所を青少健、それにまちづくり協議会等が事務所を置く予定でございしますが、事務所として使いたいというレベルでのお話は聞いておりますが、まだまだ各部屋の活用方法、またどうやって周辺住民の皆様に、それを知らしめていくかということは、今後、団体等と十分協議しながらできるだけ有効利活用していきたいというふうに考えております。

○川上委員

この遊戯室を子どもたちの施設としての遊戯室を廃止して、地域で使うかどうか、どういうふうに使うかとかいうような話は全くしていないということなんですね。ちょっとそこを明確に答弁してください。

○人権同和推進課長

先ほどのご答弁の中でも触れたと思いますが、現段階でまだそれぞれの部屋の利活用、どういうふうな形でお使いいただくかという部分につきましては、まだそこまで協議いたしておりません。今後の作業というふうに考えております。

○川上委員

児童クラブとの保護者とは話をしていないと、廃止して使いたいと思っている地域の方とも話をしていないということなんですね。そうするとだれと相談をしたのかと。伊岐須会館全体の取扱の変更については部落解放同盟が1階に入ってくるというのが一番大きいんですね。

それで部落解放同盟の飯塚市協議会等との関係では、この伊岐須についてはどういう話し合いをしていますか。

○人権同和推進課長

先ほど団体名を2つほど、青少健とまちづくり協議会、まだ準備会の段階で正確には組織は立ち上がっておりませんが、それと同じく事務所を置きたいと要望の出ております部落解放同盟飯塚市協に対しては事務所として使いたいというふうな話は来ておりますが、あと市民に開放するそれぞれの部屋についてどういう形で使う、使いたいという話等々は今後の作業ということで、そういう要望はまだ聞いておりません。

○川上委員

この条例を変えて伊岐須児童センターを廃止すると、この遊戯室は地域で使うと、地域で使うというのは貸し館にするということですから、貸しスペースにするということですから。そして、その管理は部落解放同盟飯塚市協と青少年健全育成会とまだできてもない二瀬まちづくり協議会に押し付けるわけでしょう。ところが、地域では3団体含めて、この遊戯室をどういうふうにするか、相談もしていなければ、意見も聞いていないということなんだけど、少し乱暴じゃないかと思うんだけど、やり方はこういうやり方がベストだと思われませんか。

○人権同和推進課長

ベストという言葉が出ましたが、ベストかどうかということよりも、まず普通財産にいたしまして、地域の皆様方に有効利活用したいという方針につきましては、9月28日の公の施設の委員会でもご説明したとおりでございます。その中に事務所として3団体ほど入りたいということで申し出がっております。その団体にと合議の上で運営協議会等を立ち上げていただいて、より有効に施設の利活用をしていくための方策を今後決めていきたいと。乱暴という言葉も出ましたが、現段階ではきちっとしたそれぞれの部屋の使い方までは協議いたしておりますが、今後それが重要になってくるという認識ではあります。

○川上委員

乱暴ということはないでしょうという答弁ですかね。そうすると青少年健全育成会には、しかしこういう行政財産としては廃止して、普通財産にしますよと。あなた方は委託業者だから貸しましょうということだけど、その話はいつされましたか。

○児童育成課長

事務局のほうには、局長、次長のほうには11月ぐらいにこういう話がありますというお話はしております。それから1月に市協やまちづくり協議会が入って団体で運営していくようになるかもしれませんというお話だけはしております。

○川上委員

11月にこういう話が出ていますというふうに児童育成課は青少年健全育成会の局長に話をしたと。どこから出たんですか、この話は。

○川上委員

人権同和推進課が部落解放同盟からこの施設に入りたいと、管理もさせてくれと、清掃もさせくれというふうに申し出があったのはいつのことでしたかね。

○人権同和推進課長

先週の御答弁の中にもちょっと触れたと思いますが10月に入りまして部長ともども23年度の運動体に対する補助金等の話し合いの場を持ちました折にこのように普通財産となった伊岐須会館に入居を希望するという話が出されたということで10月だったというふうに記憶いたしております。

○川上委員

あなた方は解放同盟の幹部を市に呼んだんですか。補助金の相談をするときに。どちらですか、あなた方が尋ねて行ったんですか。

○人権同和推進課長

次年度の補助金見直しにつきまして、こちらで案を持ちましたので、こちらから団体の方に赴いてそういう提案をいたしました。

○川上委員

普通、逆じゃないんですか。補助金をもらってる団体の方が今年度はこうだと来年もよろしくと、補助金もらってる方が要請に来たり相談に来たりするんじゃないんですか。あなたの方が頭下げて減らさせてくださいというふうに尋ねて行ったんですね。それで、それは10月のことと。そのときに伊岐須会館の話が出てきたのはどういう理由ですか。

○人権同和推進課長

10月の段階で23年度の補助金削減の見直し、削減等希望を持っていましたので、その考え方を10月の段階で市協に赴きまして、そういう提案をいたしました。その段階で事務所を新たに伊岐須会館が普通財産になったようだからそこに移したいという話が出まして、それは検討いたしますという形で持ち帰って状況でございます。

○川上委員

補助金を減らしにいったんでしょ。そしたら伊岐須会館くれと言われたわけ。普通財産なったようだからって、なっていないでしょうもん。今審議してるんだから、半年も前に部落解放同盟は伊岐須会館を普通財産にするということにしたわけですね。自分たちが入れるように。そのときあなた方があって話した相手はだれですか。

○企画調整部長

10月ぐらいに飯塚市協と協議を行いました。それにつきましては9月定例会で隣保館、これ廃止条例が可決されましたのでその分と合わせて、補助金のお話をさせていただきました。10月ぐらいだったかと思いますが、同じく二瀬公民館のほうからまちづくり協議会として事務室がほしいということで、あわせて相談もたぶんこの時期だったと思いますがあっております。そういうことから現在、事務室を使ってある青少研とあわせて協議を始めたというところでございます。今御質問の役員ということでございますが、多分記憶ではですね、執行委員の方へ以上、委員長、副委員長それから執行委員の方とお話をさしていただいております。

○川上委員

質問以外のことも聞かれたので、答弁されたので言いますけど、ここの遊戯室を普通財産にしたのは、してないでしょう。ここの、今回対象のところは普通財産にしてるわけないわけだから、その話をしてるんですよ。解放同盟はその段階で、もうここも含めて普通財産にするという決意があったわけですね。それで、そのあなた方が補助金を減らしに行ったのに、逆にそれにはうんとも言ってもらえないで伊岐須会館に行かせろと言われて、持ち帰り検討したと。補助金は減らさないわ、伊岐須会館は行きたいわ、解放同盟の取引材料に使われたんですね。それで、そのときの話あった方の名前は言えないということなんですね。その責任者は誰ですか。そのときの話し合いの責任者は、解放同盟側の。

○企画調整部長

10月に協議を行った時点では当然、遊戯室、児童センター部分につきましてはまだ条例が廃止されておられませんので、これについては協議いたしてはおりませんが、隣保館につきましては9月議会で可決されておりますので、これにつきまして協議をさしていただいたと。あわせて、補助金等ですね指針が示されておりますので、それに向けて協議を行ったということでございます。相手方ということでございますがそれにつきましては執行委員、正副委員長と執行委員の方たしか5名か6名だったと思いますが、そちらと協議をいたしております。

○川上委員

そのときの話し合いの責任者は副議長の飯塚市議会の副議長の田中廣文さん、解放同盟市協委員長ということですか。飯塚市集会所の市協を訪ねて補助金のことと、伊岐須会館のこの問

題と一緒に話をしたということですね。そうですか。

○企画調整部長

当然市協の代表者である委員長も入っておられましたので、代表ということであればそういう形になるかもわかりませんが、執行委員の方と協議をさせていただいております。

○川上委員

わからないことを言いますね。その場に委員長がいたんでしょ。田中廣文さんが執行委員長だから、そこに責任者としていたんじゃないですか。要するにあなた方は、田中廣文さんとの交渉したってことじゃないんですか。補助金減らしてください、減らしたいですよ。嫌だと。伊岐須会館に入れろと。持ち帰って検討しますと。そういう話をした相手側の責任者は市議会の副議長だったということではないんですか。

○企画調整部長

補助金削減とこの隣保館、旧伊岐須会館の話をですね、一緒に取引というような話をされておりますが、そういうことではございません。あくまでも伊岐須会館につきましては9月議会で廃止条例が可決されましたのでその話と合わせまして補助金、これ指針にのっとった形の中で協議を進めさせていただきたいということではお話をしておりますけど、あくまでも取引ということではございません。

○川上委員

普通世間的にはね、そういうのを取引というんですよ。あなた方はね、3分の1くらいに減らしてくださいと、補助金を、それを言いに行った、1千万くらい減らしたいと言った、相手は嫌だと、伊岐須会館に入れろとおれたちは飯塚集会所で連協と一緒にいたくないというような話があったんですか。だから広い所に行かせろと、で、どうになりましたあなたがた持ち帰って。補助金はカットは400万と、そして伊岐須会館はいどうぞと、児童センターのところも普通財産に変えますと。これは解放同盟とあなた方の取引によって話が進行する中で、そして児童育成課長がいみじくも言ったじゃないですか「こういう話が出ています」と。11月になって。この議案提出議案のね、本筋からいえば児童育成の問題なんですよ。だから、事件もあったし、長年使ってないし、必要ないでしょうという説明をしてきたんだけど、現実にはねあなた方が補助金を減らしにかかって、その取引にこれが使われてしまった。子供のための施設が。というのが事の本質やないんですか。（答弁しようとする者あり）まだ聞いてないですよ。ですから、私が気になるのはそのところは間違いなくだと思うんだけど、なぜ部落解放同盟とあなた方がこの遊戯室の問題にこだわったのかという気がするんですよ。なぜこの遊戯室をね普通財産にしようと思ったか、そこんところを聞かせてください。

○企画調整部長

何も遊戯室に拘ったわけではございません。これは第1次実施計画、公共施設等のあり方につきまして、廃止施設につきましては有効利活用という観点から、公民館とも話をいたしましたし、市協ともお話をいたしました。まだ、現在事務室として使っている青少健にもお話をさせていただきました。現在、地域の方がいろんなサークル活動あたりもされていますのでそういう意味で有効利活用するためにはどうかということで、内部協議を行いながらまた、各団体とも協議をしてきたところでございます。

○川上委員

県からもらえるはずの800万円のね、補助金を要らないと言って、そしてここでデイサービス受けていた、三十数名の、あなた方が頼んでやり始めたんですよ、それをここでやらないと言ってね、バスも出すからいきたい人は立岩会館に行ってくれと、行財政改革とか住民福祉と全く反対のことをやっておいてね、その背景にはこれがあつたと。あなた方と解放同盟の話があつたということは間違いないでしょう。同和会にも事情説明に行つて了解を得たと、何のため同和会に話にいかないといけないんですか。関係ないでしょう。市の施設なんだから。そ

うやってみると、確かにいまは使っていないという現状があったとしても、私は部長に聞いたけど、子どもたちのための施設を、このような形で取り上げていくというのはおかしいと思いませんか。またね、児童育成という観点から見てもこれは、伊岐須小学校の方で過密状態なんですよ。そのようなことを考えてみると私は直ちに学校敷地外に子供をいけるようにした方がいいということでは全くないです。けども、あの時期尚早じゃないですか。解放同盟と市の取引のためにね、こういう廃止を計画したと。今のままで何が不都合があるんですか。そういうような児童、子どもたちのための行政のあり方というのはなかなか納得いかないんだけど、部長はどう考えられますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:46

再 開 10:47

委員会を再開いたします。

○児童社会福祉部長

いま質問議員から言われますことですが、いま伊岐須児童センターにつきましては殺人事件がありましてから、実際使用しておりません。それで、いま伊岐須小学校の中で約児童数200名をやっておりますけど、職員12名で今やっております。この伊岐須児童センターにつきましては、実際うちのほうでいま遊戯室は利用をやっていないという状況がありますので、実際何も使っていないことがありましたら、公共施設の利活用ということで協力してやっていきたいと考えています。

○委員長

他に質疑はありませんか。

○川上委員

私が言ったのは普通財産に移行する狙い、経過が部落解放同盟と市の取り引きが根底にあって児童育成という観点からではないと。それから、そういう状況の中で伊岐須小学校の200名を超える児童クラブの状況から見れば、いま直ちに行政財産をはずして、普通財産にしてしまうというのは時期尚早ではないかということを知りたいんです。今これをしないといけませんか。

○児童社会福祉部長

今からこの二瀬地区のまちづくりということで立ち上げていく中でそういう施設が必要であると考えますので、この施設を、遊戯室を有効利活用していただきたいと考えております。

○川上委員

私は目先のきかない判断だなというふうに思います。質問を終わります。

○委員長

他に質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は、議案第32号飯塚市児童センター及び児童館条例の一部を改正する条例に反対をします。理由の第1は今回の廃止が児童育成という立場からの発想ではないこととあります。児童育成という立場からは、この廃止は時期尚早と、でまともに検討されていないと思います。それで、どうしてもこれがいらぬということであれば、いらぬ時期はもっと前にもあったわけだから。もっと前に廃止ということがあったと思うんですね。これが、まあそういうことです。2点目は、じゃあ何が今回廃止につながっていったのかということ、あたかも行財政改革が基本にあった、あるいは公共施設のあり方に関する実施計画にあったかのように説明があるん

だけでも、既に答弁で明らかになったように直接的には解放同盟の要求なんですね。しかも補助金を1千万円減らせと言われて400万円程度にとどまってしまったんだけど、向こうからすれば押し返したということなんだけど、その取引に子どもための施設が使われた疑いがあると思いますので同意できません。

○委員長

ほかに討論ありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第32号 飯塚市児童センター及び児童館条例の一部を改定する条例」について原案のとおり可決することに賛成の委員を挙手を願います。

(挙手)

賛成多数。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に「議案第34号 飯塚市都市公園体育施設条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○生涯学習課長

議案第34号飯塚市都市公園体育施設条例の一部を改正する条例についてご報告いたします。

議案書47ページをお願いいたします。今回の条例の一部改正につきましては、健康の森公園の多目的施設の管理について、平成23年4月1日から健康の森公園市民プールと合わせて指定管理者に行わせるため、条例改正議案を議会に上程するものでございます。指定管理者制度につきましては、条例の一部改正議案を提案し、制度導入の可否について審議いただき、その後、指定管理者の指定議案におきまして、指定管理者の適否について審議いただくものでございますが、条例の一部改正の手続きを経ることなく、12月議会において指定管理者の指定議案を提案したものでございます。そのため、改めて条例改正の議案と指定管理者の指定議案を提案させていただくものでございます。今回の健康の森公園多目的施設は、平成21年8月に直営施設として開場し、都市公園体育施設条例の中で設置・管理を行っていますが、平成21年度においては、指定管理者の導入について条例改正未整備であったため、平成22年12月の指定管理者の指定以前に条例改正をしなければならない事案でございました。今回の件につきましては、初歩的なミスであり、指定管理者の選定手続き及び議案のチェック体制の不備に起因するものでございます。今後、このようなことが二度とないように万全を期する所存でございます。心よりお詫び申し上げます。誠に申し訳ありませんでした。

改めて、改正内容についてご説明申し上げます。議案書49ページの飯塚市都市公園体育施設条例の新旧対照表においてご説明いたします。第1条の2では管理区分として改正前は市民公園体育施設及び健康の森公園の多目的広場のみを指定管理施設としていたものを、改正後は多目的施設についても指定管理施設とすることから、全施設が指定管理施設になることから、『市民公園の体育施設及び健康の森公園の多目的広場（以下「指定管理施設」という。）を「公園体育施設」に改めるものでございます。第2条のただし書きを、「ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、臨時に休館し、又は利用時間及び休館日を変更することができる。」と改めます。第3条以下にある「施設管理者」を「指定管理者」に改めます。第3条第3項中の「別表第1から別表第3に定める使用料（指定管理施設を除く公園体育施設の附属施設については、規則で定める使用料を含む。指定管理施設にあっては、別表第1及び別表第2並びに規則に定める額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定める利用料金。以下同じ。）」を「別表第1から別表第3まで及び規則に定める額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定める利用料金」に改めます。第5条（見出しを含む）及び第6条（見出しを含む）中「使用料」を「利用料金」に改めます。また、第6条の2中の「指定管理施設の利用料金における」を削除いたします。

50ページをお願いします。最後に附則でございますが、施行期日は平成23年4月1日から施行いたします。また、附則の第2項におきまして、飯塚市都市公園条例の一部につきましても、第28条中の「及び多目的広場」を「、多目的広場及び多目的施設」に改めるものいたします。

以上、簡単ではございますが補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

この条例は新しい体育施設を設置する、設置を条例上位置づけるということと、同時にその施設については指定管理にしますよということなんですね。だから、2つの意味があると思うんですけど再発防止のために万全を期すということなんだけど、そのために具体的にはどういうことをするようにしたのか、どういう工夫をするようにしたのかお尋ねします。

○委員長

暫時休憩します

休 憩 10:55

再 開 10:55

委員会を再開いたします。

○生涯学習課長

先ほどの質問でございますけど、施設の設置については当初行っておりました。今回の条例改正につきましては、指定管理施設の部分についての条例改正でございます。再発防止につきましては、課内でのチェック体制を十分に機能させて、教育委員会中においても随時そういう文章、それから条例改正については体制を整えていきたいというふうに考えております。

○川上委員

だから具体的にはどういうことをするのかということをお尋ねしたんです。

○総務部長

まず原課のほうでのチェック体制を強化し、あと指定管理者の委員会もでございます。そこでチェックをし、なお法制のほうでもチェックをするということで万全を期していきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

○川上委員

それは新しいものはないですね。今の話だと。今までどおりでしょう、チェック体制は。

○総務部長

指定管理の委員会がでございます、チェックする、導入推進委員会、そこでもチェックをして、法制のほうでもチェックをするということで導入推進委員会のほうでもチェック体制をまた強化いたします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:58

再 開 10:58

委員会を再開します。

○総務部長

指定管理者の導入推進委員会というのがございまして、そこで条例のチェックはいたしておりませんでした。そこでも条例のチェックをするということで、なお一層、3つのチェック機関をつくるということで今後の再発防止に努めたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○川上委員

導入推進委員会のメンバーは、どういうメンバーでしたか。チェックしきれない方々が集まっているのではないですか。

○総合政策課長

導入推進委員会のメンバーでございますが、企画調整部長、総務部長、財務部長、総合政策課長、人事課長、財政課長、管財課長、以上でございます。

○川上委員

従来でもチェックしなければならなかった人たちではないんですか、それは。だから今まで失敗をした人たちが集まっているところに、もう一回きちんとやってねっていうだけのことなんです。それだけの工夫ですか。

○総合政策課長

指定管理者の制度導入に係る指針の中で、その中で制度導入についての所管課の決定をまず前年年度に、10月に行うことにしております。今後その所管課の決定を受けまして、速やかに制度導入推進委員会を開催いたしまして、市としての制度導入するか否かを決定いたします。その導入を決定した場合には、推進委員会の事務局でございます総合政策課より3月議会での条例改正につきまして所管課に指示を行いますとともに、議案上程前にはきちんと提案されているか、これをチェックしてまいりたいと、そのように考えております。

○川上委員

本市の行財政改革及び公共施設のあり方に関する実施計画は、基本的に市の施設は財政効果を目的にして指定管理の制度を導入しようと、対象にしようというのが一番最初の目的というか、位置づけになっているでしょ。何度住民サービスの向上が指定管理について言えば、第一義的なんですよと言ってもあなたたちはそうならないでしょ。だから、みなさんの中に最初から指定管理制度導入ありきという、なんていうか、観念がもうこびりついてるわけですよ。だから、もしこれを1年間ですか、直営でやったんだけど直営でもやるんだということであれば、今度のようなことは起こってなかったと思うんですよ。だから、私は手続論というか、チェックが不十分だったとかいうことのもっと前に、とにかく指定管理にしまえというような考え方自身が問題ではなかったのかなと。そういう考え方の人がばかり集まって、何度チェックしても難しいんじゃないかという心配をしているんですよ。それで、このようなミスを防ぐためにはこのところを、考え方を改めるのが1番大事じゃないかなと思うんですけど、これについてはどう思われますか。

○総合政策課長

いま申しました推進委員会の中では、まずは所管課が施設につきまして指定管理者制度を導入するか、否かを決定してまいります。その決定してきた中で導入推進委員会の中で、本当にこれが制度導入がふさわしいのか、そぐうのか、そぐわないのかというのを十分に検討して、そこで決定をするということにしておりますので、その中でのチェック体制と言いますか、なされているものというふうに思っております。

○川上委員

あなたが言うとおりであったら、今度のようなことは絶対起こらないでしょう。富士見野市で、繰り返し言いますが、プールで市の執行部が知らないうちに下請に出されていて、そこであいう子どもがなくなる悲惨な事故が起こったわけでしょ。これはトレーニング施設ではあるんですけど、場合によって、やっぱり事故が起こる可能性があるところなんですよ。そういう施設でしょ。そういう施設をだれに、基本的には市がいずれにしても責任を負うんですけど、現場ではだれに責任を持ってもらうのか、そういう議案なんですよ。だから、つきつめて言えば、住民の福祉っていうことにもなるんですけど、命にもかかわる議案なんですよ。と思いました私は。そういう議案だったんだということを考え合わせれば、先ほどの総合政策課長の答弁で済むようなことじゃないと思うんですよ。だから、本質的な公的施設とは何なのかと、特に

危険を伴う施設はどういうものなのかということを考えて、それとの関係で指定管理がどうかということを考えないと、とにかく公的施設は指定管理だと、ポンとはり付けるようなやり方でいくんだったら失敗を繰り返して重大な事態を招きかねないというふうにも思います。質問終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は、議案第34号飯塚市都市公園体育施設条例一部改正する条例に反対をします。この施設については直営で行ってきた施設でもあるし、今後直営で行ってなんら不都合がないですよ。以上の理由で反対です。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第34号 飯塚市都市公園体育施設条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに賛成の議員は挙手願います。

(挙手)

賛成多数。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「請願第19号 飯塚市立小学校中学校再編整備計画に関する請願」を議題といたします。質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

前回の審査の折に紹介議員から、この請願は小中一貫というのは認めておるし、それからそれに伴う施設一体型の学校をつくるということも認めておるんだというような説明、趣旨なんだというふうなことがあったと思うんですね。しかしながら、請願書そのものを読むと決してそのようにはなっていないんですよ。小中一貫校方式について言えば関心を呼んでいるときに、保育所の統廃合が打ち出されたということなんです。だから、賛成とか反対とかじゃないんですよ。いずれにしても、現在の平恒校区に学校を残してもらいたいんだと。もう書いてあるとおりなんです。請願項目、平恒校区に学校を残していただくよう求めるというだけなんです。楽市には学校を残すなとか言っていないわけ。でここで質問しましょう。執行部の方に聞くのも筋違いかもしれませんが、あなた方は、この請願を見たら楽市には学校を残すなと言っているように思われますか教育委員会、どう思いますか。

○学校施設等再編整備対策室主幹

請願者にも直接お会いしていろいろお話を伺ったところですが、いま質問議員が言われるように楽市に学校を残すなというようなことは全くございませんでした。

○川上委員

ですから当委員会がこの請願を可決すると楽市には学校を残すなというふうに議会が判断したというふうに受けとめられるんじゃないかという心配はする必要がないと思うんですね。それを理由にこの請願については継続審査にするとか、あるいは不採択にするというふうになってはならないんじゃないかなと。ですから、この請願は決して平恒に議会が応援して楽市に応援しないと、そういうものじゃ絶対ないと。楽市小学校校区から同じ請願が出てきたらどうするんですかということもあると思うんですよ。そのときは、まず楽市小学校の皆さんの請願の趣旨をよく聞いて、尊重すればいいんじゃないかと。だから私は平恒校区に学校を残していただくよう求めるという請願は採択すべきだと思うし、それから楽市から出てくればそれも採択したらいいと。そして、住民と議会と執行部、教育委員会でゆっくり話し合ったらいい。

教育委員会は私がいま言ったような両方採択して、そして住民の皆さんと議会と教育委員会、執行部でよくよく話あったらよいという考え方についてはどう思われますか。

○委員長

だれか答えられますか。暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 13

再 開 10 : 35

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

何点かのテーマでお尋ねをします。ひとつはこの穂波東中学校区の小中一貫方式は連携型ではなくてですね、施設一体型ということなんだけど、連携型ならこういう請願は出てこないと思うんですよね。施設一体型からこういう請願が出て、もしかしたらその議会の側はね楽市からも出るんじゃないかという、同じような請願が、それで動揺をしてるわけですよ。それで、小中一貫方式は穂波東中学校区では施設一体型でないといけないのか、何を根拠にそういう判断をしたのかね、全国的な0.3%の教訓ではなくてね、飯塚東中学校区で一体型にしなきゃならんという理由をお尋ねします。

○学校施設等再編整備対策室主幹

今までもたびたびご答弁させていただいていますが、穂波東中学校がかなり経年劣化して、老朽化しておりますし、また当然のことながら耐震力がございません。それで建て直す必要がございましたが、御存じのとおり、穂波東中学校区は丘陵地に建てられて十分な面積がとれないことから、現在でも道路を横断して先に運動場があるような学校敷地となっています。このことから穂波東中学校区を建てかえるというような判断をしたわけでございますが、このときに公共施設の第1次実施計画の中でそういう場合につきましては小中一貫教育をあわせて検討するというような一次計画の方で方針が出ておりましたことから施設一体型の小中一貫教育校を、今現在場所が決まってるわけじゃございませんが楽市小学校もしくは平恒小学校もしくはそれ以外の適当な土地に一体型を建設するとしたものでございます。

○川上委員

1点はですね、仮に小中一貫方式のメリットがあったとして、施設一体型でなければならぬというのは今答弁がありませんでしたね。それから、老朽化、耐震力がないというか、弱いというかの関係で東中学校の建て替えが大事と、だれも東中学校の建て替えには反対してないわけですよ。なぜ一体化をしなきゃいけないの、小学校中学校を、これがさっきから聞いていることなんだけど、もう少しなぜ小中一貫がこの校区で必要か、なぜそれが施設一体なのかというのをスパッと答弁ができないですか。

○学校施設等再編整備対策室主幹

先ほども申し上げましたが公共施設のあり方に関する第1次実施計画におきまして近接する小中学校等の建て替えが必要な場合で、しかもそこで建て替えが困難な場合はあわせて小中一貫教育の検討するというふうになっておまして、また、施設一体型ではなくて連携型ではだめなのかというご質問ですが、先ほども申しましたように中学校ではまずは建てかえが必要で、現在地においては建てかえも困難ということで移転する必要がございます。で、その場合、飯塚市教育委員会として今後もより推進します施設一体型の小中一貫教育校を目指そうということでこのような計画になっております。

○川上委員

今の3段論法はですね、最初の、ホップをし損なう。第1次実施計画だからというふうに言われたけども、東中学校の移転問題と関係ないでしょう。しかもそれから次の施設一体型の一貫教育の中でも、連携型か一体型かといわれたら施設一体型ですよというふうには言われたんだけど、それも全然リンクしていかない話だと思うんですよね。だから、ここではね、全国的

な何というか、教訓、蓄積はアンケートが返ってきた4割ぐらいの学校であると言われたけど、実は楡井議員が聞いていくと学校数にするとね0.3%しかやってないというふうに言ってるわけだから、そういう意味では施設一体型でなければならないというのは、この東校区においては全然検討されていないというふうに思うわけね。それから、選定場所ですよ、確か私は前回の委員会で、平恒校区に学校が残らなくなる可能性があるのかと、そうすると、あるというふうに言われたんだけど、学校の場所の選定作業はどのように行っていくのか、そここのところをちょっとお尋ねします。

○学校施設等再編整備対策室主幹

22年度の2月補正予算におきまして、小中一貫教育校の基本計画等の委託料を議決いただいています。この中で、ほかに幸袋中学校区、鎮西中学校区あわせまして専門的な知識や意見も取り入れながらですね、候補地を選定していくということで、当然のことながら候補が幾つか出ましたら地域の方や保護者の方の意見も聞きながら最終的に決定していくということになります。

○川上委員

夏までに明らかにするということなんですね。それで住民の方の声を聞いてということなんだけど、平恒校区に学校を残したい会という方々からは明確に平恒校区に学校残していただくよう求めるということで来てるんですね。署名が2,145人分付いてるということですね。こういう声も含めて、住民の声はどのように反映されていきますか。その場所選定に。

○学校施設等再編整備対策室主幹

今日までもご依頼者でございます平恒小学校のPTA会長、穂波東中学校のPTA会長、楽市小学校のPTA会長等にもかなりの回数御意見を伺ったところでございます。その中で先ほど質問委員も言われましたように、小中一貫教育をすべて否定するわけでもないし、当然のことながら穂波東中学校の建て替えは急務だということも、どの方々も深く認識されているところでございました。その中で、穂波の平恒地区の方がそこから学校がなくなるのが、平恒地区の発展が今後できないんじゃないかという危惧をお持ちでございましたので、ただそのいろいろお話する時点では、この計画にございますように場所の決定は今はおしておりませんので、今後場所の検討につきましては、そういうようないろんな自然的な風水害やいろんなことを総合的に判断しながらご意見を伺って、最終的に決めさせていただきますというようなお話をさせていただきます。

○川上委員

そうすると、夏スケジュール、場所を選定するまでの間は明確な形では住民の皆さんの声を聞く機会をつくると言うには答弁がありませんでしたけど、予定は明確にはないんですか。

○学校施設等再編整備対策室行財政改革推進室主幹

先ほど申しましたように専門のコンサルタントと今後入札、契約を結びまして、そういうスケジュールを決めてまいります。現在の仕様書の段階ではですね、住民説明会も含めておりますので当然そういうような機会は設けたいと考えております。

○川上委員

住民説明会じゃないんですよ。住民の意見を聞く、説明じゃなくて聞くのはどういうふうのことを考えておるのか、明確ではないけどもどうなのかということを知りたいんです。

○学校施設等再編整備対策室主幹

すみません説明と申してしまいましたが、そういうふうな意見を聞く場ということで、今までもしましたような形で地域や保護者、当然保育所とか修学前の保護者も対象にしたような方にお声かけをしてその場でいろんなご意見を聞くという形をとりたいと思っております。

○川上委員

いまの状況では平恒校区にぜひ残してもらいたいという声、これだけあるわけですよ。議

会が心配しているのは、楽市からも出てくるでしょうと、出てないけれども出てくるでしょうという心配をしているんですよ。議会は両方賛成というわけにはいかないという悩みがあるわけです。私、以外は。この両方の声を受け入れて、悪いのかと私は思うんですよ。住民の皆さんが集まられたときには両方の声が出るでしょう。そのときあなた方は、両方の声が出たときに、別の意見もあるかもしれないけれど、あなた方は判断せないかんです。責任持ってしないといけないでしょう。どこかに決めないと。そのときにその最大の判断の基準になっていくのは、どういったものですか。いくつもあるかもしれないけど、どういったものを判断基準にしますか。

○学校施設等再編整備対策室主幹

いま質問委員が言われましたように、判断材料としてはさまざまな角度から必要かと考えております。単純に物理的なお話からしますと、小中一環教育一体型の小中一貫教育校を建てるのに必要な敷地面積や校舎を建設するのに適した場所であるか、要するに地盤の関係とかも含めましてですけども、そういうことが1つあると考えてます。もう1つがソフト面と申しますか、通学距離や通学の安全性、穂波東校区としての位置的な関係、そういうのをさまざまなどころから最終的に検討していくということになると思います。

○川上委員

教育長にお尋ねしたいと思うんですけど、先ほど言いましたように前回の委員会では請願で心配されているような平恒校区に、学校が残らなくなる可能性はあるのかと、選択肢はあるのかと、それはあるという答弁でした。そうすると単純な裏返しではないんですけど、私は平恒校区に学校が残る可能性があると思うんですよ。それは幾つかのパターンがあるんですけど、あなた方が目指しているような小中一貫施設一体型、現在の平恒小学校区に場所が選定されるという場合でしょう。それから2つ目は小中一貫教育連携型がありますね。それから小中一貫教育にこだわらない老朽化対策、それから耐震対策をきちんとやると、東中学校がどれだけあなた方から長い間見捨てられてきたかというのを、この間聞いたけど、穂波町時代からね。だからそういうこともあるわけですね。私は十分に平恒校区に学校を残す可能性があると思うんですよ。教育長は平恒校区に学校を残す条件があると、可能性があると思われませんか。

○教育長

質問委員もおっしゃいましたとおり、方針は施設一体型の小中一貫教育を進めるということにしておりますが、その施設が現在の、いわゆる平恒小学校区内に建設することになれば平恒地区に学校が残るということになりますから、その可能性はあると考えております。ただ穂波東中学校区の子どものための教育を考えると、現在進めている施設一体型の小中一貫教育を進めることが、より効果があるというように確信をしているところでございます。

○川上委員

後段の部分は別に矛盾しないでしょう。施設一体型でも平恒校区に残す可能性はあるわけでしょう。10年夏にあなた方は明らかにしようとしているわけだけど、同時に連携型でもいいわけですよ。連携型でも残るわけですよ、平恒小学校区に。中学校も平恒小学校に残るかもしれないですよ。連携型でいけばね。それから余り小中一貫校方式にこだわらなくてもいいというのも問題の立て方としてはあるんですよ。あなた方がこだわってるだけで。だからさっき施設一体型ならば残ると言われたけれども、施設一体型でなくても残るわけでしょう、可能性の問題としては、組み立て方としては連携型でも残るわけでしょう。小中一貫にこだわらなくても残るでしょう、可能性の問題としては。そこのところ聞かせてください。

○教育長

小中一貫の施設一体型でなく、連携型の小中一貫教育を進めるということになれば、残る可能性は当然あり得ます。

○川上委員

どうしても答えたくないようだから、3番目の可能性を言うと、小中一貫にこだわらなくても残るわけで、耐震化をきちんと行って、ずっとサボってきてたわけですから、中学校については。しかもこれから5年後まで、今のまま放置するというのがあなた方の政策なんです。耐震補強もしないと。だから言ってて恥ずかしいでしょう。今度のことは一番が耐震化と、ずっと長く放置して。だから私はこの請願は採択してしかるべきと思うんだけど、同時に楽市小学校校区からの要求ですよ。楽市校区に学校を残してもらいたいという声はありますか。私はあると思いますけど、皆さんどう思われますか。

○教育長

現在のところ敷地面積的にそれぞれの小学校の保護者の方がイメージを持たれて、現在の平恒小学校の敷地では小中一貫教育の敷地に満たないということをご存じです、説明会の中で。それで平恒にはもうなくなるんじゃないかということにより危機感を持たれて、今回のような請願になったんだというように推察をしています。楽市小学校のほうも敷地面積的にはたり得る面積ではありますが、平恒小学校区もしくは平恒小学校のほうに学校が移るとなれば、同様な対応を自分たちはするというをPTAの役員さん方から伺っておりました。

○川上委員

そうすると教育委員会はこの請願が出ているような、平恒校区に学校を残してもらいたいという要求、請願にも、声にも、それから楽市校区に残してもらいたいという声にもきちんと対応して、話を聞くということになるでしょう。その請願は行政に出せるわけですから、憲法16条ですから、請願権の行使は。だからあなた方は両方きちんと受け入れるでしょう。平恒校区に残してくださいという声も、それから楽市小学校区に残してくださいという声が出れば、それもきちんと受け入れるでしょう。受け止めないですか。私はあなた方受け止めると思うけど、どうですか。

○教育長

楽市小学校区の皆さんも平恒小学校区の皆さんも、言うなれば穂波東中学校区の皆さんでございませう。小学生はやがて周知のとおり、中学生になるわけでございますので、穂波東中学校区としての教育のあり方だとか地域づくりについてしっかりと意見交換をしながら、より良い教育、そしてより良い地域づくりを進めるための話し合いの場とできるように教育委員会としてこれから先しっかり努力をしていきたいと考えています。

○川上委員

全然答えていただけていません。住民の請願権というのは、くどいけど憲法16条によって保障されていて、平穩のうちにすべて国民は関係の行政庁、立法機関にできるわけですよ、請願を。だからあなた方に平恒校区に残してもらいたいという請願が出ても、声が出ても、楽市に残してくださいという声が出てもそれをきちんとあなた方は受け止めるでしょうと聞いているわけですよ。受け止めませんか。教育委員会、市は、両方の声を受けとめるでしょうと聞いているわけです。

○教育長

この請願を議員の皆さん方が受け入れられて、こちらからもこちらからもということで、私どもの方針と相矛盾する2つの請願が上がってきた場合には、当然皆さん方にご理解いただきながら、施策を推進するわけですので、非常に苦慮することになるというように思っています。

○川上委員

そういうことを聞いてないでしょう。両方の請願、要望が出たときはきちんと両方受け止めるでしょうと聞いているわけですよ。それに答えられない、2回続けて。2回目は議会にふってきたね。それはいいんだけど、受け止めないんですか。受け止めるでしょう、両方の声を。どうですか。

○教育部長

いろんなご意見とか請願、あるいは要望書等上がってまいりますので、そういったものは真摯に受けとめて、貴重なご意見として受けとめて、教育委員会の教育の方針に沿った形で判断をさせていただくような形になろうと思います。

○川上委員

意見は聞きますと、当たり前ですよ。だから教育長が答弁できない理由はないと思うけど、いろんなこの、複雑なこと考えたらだめですよ。しかし部長は私が決めますと言ったんです、いろんなことを聞いた上で。それはそうでしょう。教育委員会が最終責任を負うでしょう。しかし決め方としては選択肢があるということを、先ほど言ったでしょう。必ず施設一体型でいくことによって、この要求は解決するのか、あるいは連携型でいってこの相矛盾する要求は解決するのか、あるいは小中一貫というのにこだわらないで、今までどおりで施設をきちんと保障すると、安全なものを一刻も早く。これによって解消するかはあるんですよ。だから、どこに決めるかだけに責任を負うのではなくって、この地域の相矛盾する要求をどう解決するかということに責任を負わないといけないわけですよ。教育目的を果たしていくわけでしょ。教育の保障をしていくわけでしょ。小田部長が言われた決めていくというのは、本当は場所だけを定めるわけではなくって住民の声や期待にこたえる、教育行政で考えていることとどう噛み合っていくかという、そこを決めるわけでしょう。ですから、私は議会が先ほどから繰り返してきますけども、楽市から声が出ればどうするのかというようなことを悩む必要はなくて、現実にも出てきている平恒校区に学校を残してもらいたいと、この声に素直に耳を傾けて採択したらいいというふうに思います。終わります。

○委員長

他に質疑はありませんか。

○上野委員

この請願につきましては、継続して審査をしていただくことをご提案申し上げます。

○川上委員

私は継続については、もう任期も数日しかないわけですから、住民の皆さんから見れば責任回避というふうにもとられかねないし、私はきちんと採決をし、そして採択するべきだというふうに思います。事実上の廃案となる不採択となる継続審議は避けるべきだというふうに思います。

○委員長

本請願については、継続審査としてほしい旨の申し出がっておりますので、お諮りいたします。本請願を継続審査とすることに賛成の委員は挙手願います。

(挙手)

賛成多数。よって本件は継続審査と決定いたしました。

おはかりいたします。案件に記載のとおり、執行部から1件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「公共施設等のあり方に関する第2次実施計画について」、報告を求めます。

○行財政改革推進室主幹

飯塚市公共施設等のあり方に関する第2次実施計画についてご報告いたします。前回の特別委員会で第2次実施計画(素案)をご報告いたしておりましたが、素案に基づき、市民の皆さん、公共施設等のあり方検討小委員会、行財政改革推進委員会や議会の皆さんのご意見等を参考にさせていただきながら、今月4日に開催いたしました飯塚市行財政改革推進本部において策定いたしましたものでございます。

はじめに、平成23年1月11日から2月4日にかけて、第2次実施計画(素案)に対

します市民の皆さんから意見募集いたしました、その結果についてご説明いたします。配布いたしております飯塚市公共施設等のあり方に関する第2次実施計画（素案）についての市民からの主な意見をお願いいたします。

1 ページをお願いいたします。8名の方から8項目、24件のご意見をいただいております。①目尾小学校と幸袋小学校の統合計画について（スクールバス、通勤）②目尾小学校の存続について（意見交換会と対応、目尾小学校存続署名の理由）

2 ページをお願いいたします。③筑穂公民館について（筑穂支所庁舎内へ移設された場合の心配点）

3 ページをお願いいたします。④学校の統廃合に関する行政の方向性について（方向性がわからない）⑤市民意見、地域の請願・要望について（市民意見の集約方法）⑥公共施設の集約、有効利活用について⑦学校の再編と行財政改革について（再編は、行革でなく教育の視点で）⑧通学距離について、以上の意見をいただいております。

続きまして、公共施設等のあり方に関する第2次実施計画策定についての意見・提言書についてご説明いたします。意見・提言書をお願いいたします。この意見・提言書は、市の附属機関でございます、公共施設等のあり方検討小委員会及び行財政改革推進委員会において、平成23年1月25日、同2月3日及び2月14日に開催しまして、協議・検討いただき、意見・提言書としてまとめていただき市長に3月2日に提出されたものでございます。

1 ページをお願いします。「はじめに」の下から10行目のところからでございますが、「今後の児童・生徒数の推移、老朽化した校舎や通学距離等の現状を踏まえ、将来を見据えた中で、より教育効果を高めるために必要な学校規模の適正化、学校区の再編、小中一貫教育などのあり方について、行財政改革実施計画等の諸計画との整合性、中・長期的かつ全市的なまちづくりの視点から、課題等を整理・検討し、意見等まとめた」とされています。また、最後の段落では、「本第2次実施計画を実行するにあたっては、市民の皆さんの理解・協力が得られるように、時間をかけながら丁寧な説明を行うとともに、進捗状況についても適時公表することが必要である。」とされております。

2 ページをお願いいたします。2には開催経過が記載されております。3に、第2次実施計画策定にあたっての各委員からの意見・提言が記載されております。計画全体についての意見では、「厳しい財政状況を踏まえた行財政改革の観点及び市の目指す教育環境向上の方向性との整合性」「学校施設との複合化・多機能化のあり方」「地域の実情に応じた計画策定の必要性」。

3 ページをお願いします。「小中一貫教育や教育的効果等の周知」「施設統廃合の跡地等の有効利活用」「学校間格差が生じないような学校運営の必要性」「教育環境の向上」「施設整備に係る合併特例債の有効活用」について記載されております。

4 ページをお願いします。個別施設についての意見として、「通学方法における小学校低学年生の取り扱い及びスクールバス等の運行に係る効果等の検討の必要性」「公民館の有効利活用」「学校給食調理場の整備」について記載されております。

続きまして、「公共施設等のあり方に関する第2次実施計画」についてご説明いたします。「公共施設等のあり方に関する第2次実施計画 資料（新旧対照表）」をお願いいたします。左側が今回策定しました計画、右側が素案でございます。修正内容についてご説明いたします。

1 ページをお願いします。「2 策定にあたっての基本的な考え方」でございますが、(2)として、「学校の再編整備の取組み」として、「学校再編整備にあたっては、多額の財政支出を伴うことが予想されることから、効率的かつ効果的な施設のあり方を考慮して検討を行わなければなりません、より教育効果を高めていくための教育環境の整備を図っていくことが最も重要であり、そのために小中一貫教育校建設を含めた学校再編整備や小中一貫教育に取り組むものです。」という記述を追加いたしております。それに伴い、(2)～(4)を

(3)～(5)に修正をしております。

次に、地区公民館の実施スケジュールでございますが、31年度以降まで矢印で示しておりましたが、27年度までに変更しております。

2ページをお願いします。児童センター・館でございますが、この施設につきましても、地区公民館と同様、31年度以降まで矢印で示しておりましたが、27年度までに変更しております。

以上が今回修正いたしました部分でございます。他の部分につきましては、素案と同様となっております。

なお、今回、いただきましたご意見等を十分に参考にさせていただきながら、計画の実施にあたってまいりたいと考えております。

以上で、「飯塚市公共施設等のあり方に関する第二次実施計画」の説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

市行財政改革推進委員会小委員会の意見提言についてお尋ねします。まず5ページ、6ページに小委員会の委員の名簿がありますね。32人おられるようですけれども、このうち元という方々がおられるんですね、何人か。現在は、どういう役職等についておられるんですか。

○行財政改革推進室主幹

これは、公共施設等の在り方に関する検討小委員会および行財政改革推進委員会、第1次実施計画をつくるときに検討をしていただいております。そのときから今回の2次計画までということで携わっていただいております。その中で、今元といいますのは、今現在別の役職をされてるか、そこのところまで今現在掴んでおりませんが、その当時このように委員をされていたということで、この表現を書いているところでございます。

○川上委員

ですから、水本さん、近藤さん、それから小池さん、斉藤さんが元なんですね。小田原さんも元ですね。この方々は、現在はどういう役職につかれておるのかね、お尋ねします。

○行財政改革推進室主幹

現在の役職等については、現在把握をしていないところでございます。

○川上委員

把握してないとは、どういう意味ですか。役職を書くんじゃないですか、ここには。現在は、市の公的な審議会だとかには、任についていないということですか。

○行財政改革推進室主幹

この元という表現につきましては、19年に取り組んでおりました肩書きの委員の名前で携わっていただいておりますが、今現在はそれぞれの役職の書いております委員の肩書ではないということはわかりますが、今現在の役職というのが、それについては把握してないということです。

○川上委員

市民の目から見れば、32人のうちの5人が現在市の公的な仕事の関わりを何も持っていない人ということになりますけど、そういうことですか。単なる個人ですか、現在は。

○行財政改革推進室主幹

19年のときに委嘱をしておりますが、この第2次実施計画を策定するまでという期間を設けておりました。その当時の役職ということで、元という表現をいたしておりますが、現在の役職については把握していません。

○川上委員

2ページにですね、この検討小委員会合同委員会がわずか3回意見を交換したということが

書いてあるんですね。これは出席の状況はどうでしたか。では、ちょっと出席状況と協議時間合わせて1回、2回、3回ごとに答弁してください。

○委員長

暫時休憩します。休憩再開委員会を再開いたします。

○行財政改革推進室主幹

失礼いたしました。1月25日、2月3日、2月14日において、公共施設のあり方検討小委員会および行財政改革推進委員会を開催いたしております。まず1月25日の公共施設等のあり方検討小委員会、全員で26名中21名の出席です。6時から開始いたしまして8時半に終了し、2時間30分の協議、検討をいたしております。それから2月3日につきましては、行財政改革推進委員会と公共施設等のあり方検討小委員会の合同会議を開催いたしております。公共施設等のあり方検討小委員会は21名からになりますが、この中で正副委員長が25日の意見をまとめて報告をした中での合同会議を開催ということになっております。対象者13名中11名の出席で、6時から開始いたしまして9時25分に終了、3時間25分の会議を開いております。それから2月14日でございます、これにつきましても行財政改革推進委員会及び公共施設等のあり方検討小委員会の合同会議ということで、13名中11名の出席でございます。6時から開始いたしまして、9時までの3時間の会議を開いております。

○川上委員

合わせて8時間30分の議論ということなんですね。それで、2ページに計画全体についての意見というのがあるんですね。これを見て、なるほどと思ったんですよ。教育長は、この表題を見られたときに、どういうふうな受けとめをされましたか。厳しい財政状況を踏まえた行財政改革の観点及び市の目指す教育環境向上の方向性ととの整合性と、教育委員会が言って考えてきたこととは、逆の角度だなというふうにお思いになりませんでしたか。

○教育部長

この検討委員会、合同委員会等に私が出席いたしましたので、私の方から、確かに財政改革をメインとする委員会でございますので、コストパフォーマンスの面からの議論が多かったように思っています。ただ、教育委員会といたしましては、未来に対する投資という意味でこういう計画をしておるといことで、いろいろご説明を申し上げたところですが、やはり市の行財政改革の一環あるいは財政の中で教育環境を、バランスのとれた教育環境をすすめていきたいという、進めていくようにとのご意見でございまして、いわゆる現在の合併特例債27年度までにする部分については、ご理解をいただいたものと思っております。

○川上委員

教育者が未来への投資という言葉をお口にされるかと思うんですよ。それで、小田部長がそういうふうに信頼しておるといことだけで、それであればこういう表題にはならんだろうと思うんですよ。だから、この表題が気にならない程度の市教育委員会と、あなた方の学校再編の認識はね、この表題が気にならないということなんですね。教育長は気になりますか、なりませんか。

○教育長

この及びという接続文字の受けとめ方によるものと思いますが、私が標記するなら市の目指す教育環境向上の方向性と、もしくは方向性及び財政状況云々という順番にはなると考えています。

○川上委員

久しぶりに意見が一致したんですけれども、多分そうだろうと思います。そこでお尋ねしますけれども、この小委員会の意見提言書というのは何に基づく行為ですか。これは教育委員会に対するものではなくて、市長に対する意見提言書になってますね。これは何に基づく行為ですか。諮問があつて答申ということなのかね、なんだろうかなと、こういう行為を検討小委員

会はなぜしたのかね、お尋ねをします。

○行財政改革推進室主幹

公共施設等あり方検討小委員会及び財政改革推進委員会において協議をいただいております。20年の時点でも同じように第1次実施計画につきまして、両委員会に諮問をいたしまして、市長の方に意見提言という形で答申をいただいております。今回も同様にこの両委員会に諮問をいたしまして、意見提言という形で答申をいただいたところでございます。

○川上委員

諮問をしたところこういう答申があったと、いつ諮問をしたんですか。その内容はどういう内容だったのか、お尋ねします。

○行財政改革推進室主幹

今回の第2次実施計画でございますが、まず第1次実施計画の時点で第2次実施計画が策定されるまでということで、小学校中学校以外の施設については第1次実施計画の中で意見提言をいただく形でしております。今回もその時点で諮問いたしておりますが、その時点で第2次実施計画につきましても引き続き、その第2次実施計画が策定されるまでということで、私どももこの委嘱をいたしておりますが、第2次実施計画の意見提言を諮問するというところで、その時点でお願したところでございます。

○川上委員

諮問をしたのであればですね、なぜ答申ということにならないんですか。意見提言というのと答申とはどう違うのか、答申についてはね、諮問して答申ですから、その意見を尊重するとなるでしょう。意見提言というのは、どういう扱いになりますか。一応聞いてきますと、あなた方の意見ですからということになりますか。答申とどう違いますか。

○行財政改革推進室主幹

申しわけありません先ほどから説明いたしておりますが、行財政改革の第1次実施計画及び第2次実施計画、それをつくる前の時点の基本方針というものを策定いたしております。この時点でこの基本方針につきましては、諮問いたしまして答申という形でいたしております。ただ、この第1次実施計画、第2次実施計画につきましては、先ほど答申ということを申しましたが、意見提言という形で出していただいたものでございます。

○川上委員

諮問行為はなかったと、諮問していないけども意見提言を出してきたと、その程度のものだという事なんですね。そういうことですか。

○行財政改革推進室主幹

諮問という形ではありませんが、行革推進委員会にお願いをした中で意見提言をいただいたということでございます。

○川上委員

あなた方が依頼をしたというのであれば、教育長が自分だったらこのテーマは逆だと、教育環境向上の方向性と行革ということになるというふうに言われましたけど、そういう角度からの諮問をね、諮問というかお願いをするというのであれば、お願いするべきではなかったかと。だから、これは教育委員会が今考えてる方向と逆の提起を市長部局がして、それにそのまま答えたものだという事で、教育委員会の発想とは矛盾があると思いますが、副市長はどう思われますか。

○財務部長

この実施計画の素案につきましては、前からも説明いたしておりますように、教育委員会からの計画を尊重した中で実施計画の素案を作成いたしまして、委員会に意見を求めておるところでございます。そういうことからしまして、内容が違うということの判断は持っておりません。

○川上委員

もう少し冷静に見て考えてみればね、矛盾があると感じられるはずだと思います。質問終わります。

○委員長

他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

本日をもってこの任期中の当委員会は最終日となります。この間、皆さまのご協力をいただきまして、委員会運営が円滑にすすみましたことを大変心から感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

(拍手)

以上をもちまして、公共施設等のあり方に関する調査特別委員会を閉会いたします。